

法のグローバリゼーション

クリスティアン・ラルメ

(パリ第二大学教授)

野澤 正 充／訳

- 一 はじめに
- 二 法の統一 (Unification du droit)
 - A 国家間における法の統一
 - B 超国家的な法の統一
 - C 多国間における私的な法の統一
- 三 国内法の役割
 - A 国内法間の競合
 - B 一つの国内法による他の国内法への影響

一 はじめに

1 海外の物およびサービス(以下、「財貨」という)の提供者に対する国内市場の開放は、新しい現象ではない。この現象は、多くの国々において、多少なりとも中断があったにせよ、ギリシャ・ローマの古代以来存在する

ものである。実際に、商業の自由は、人類の伝統に合致するものであり、より近時の現象として現れたのが、市場の閉鎖と保護主義である。自国に閉じこもり、他国に対して閉鎖的であるということは、商業の必要性と両立しない。とりわけ、ヨーロッパとアメリカ合衆国において行われていた直接または間接的な農業の保護主義は、商業の敵であり、より貧しい国々をさらに貧しくし、その発展を妨げるものである。

現代における新しい現象と認められるのは、世界中の市場が、すべての国際商取引に従事する者と投資家に対して容易に開放されることであり、これを英語ではグローバリゼーションと呼び、フランス語ではモンディアリザシオン (mondialisation) と呼んでいる。市場のグローバル化は、非常に多くの政府によって表明され、資本の移転や輸入に対する障害を取り除き、補助金をやめるという意味によって実現された。財貨の取引は、金融取引と同じく、グローバルなものである。このことは、世界の片隅に存在する生産者や企業に、他の国々において投資をする可能性が認められるのと同じように、その財貨をすべての海外市場に輸出する可能性を認められなければならない、ということの意味するものである。

経済のグローバル化によって各企業に認められる特質は、世界のいかなる場所においても、あらゆる企業の権利が同等であるということである。もちろん、実際には、同等であるということはない。例えば、発展途上国の多くの企業は、外国に対して投資をする現実的な可能性を有していない。しかし、これらの企業は、その製品の価格が先進国の企業の製品よりも非常に安い場合のみならず、通常は海外投資による利益を受けるため、市場の開放による利益を享受することとなる。もっとも、経済のグローバル化による自由競争が取引を行うすべての者によって誠実に尊重されるのであれば、市場の開放による利益があるが、実際にはそうではない。財貨の自由な取引が行われることによって、必ずしも、発展途上国が損失を被るとは限らない。このような見方は、よく考えられなければならない。というのも、最も貧しい国々にとって不利であるのは保護主義であり、先進国はその背後に守ら

れ、先進国の企業に対しては、気前よく補助金が割り当てられるからである。このことは、とりわけ、農業ないし第一次産業の生産物に関して妥当する。

2 経済のグローバル化は、まさに不可逆的な傾向であると思われ、今後は、商取引、金融（ファイナンス）および投資のあらゆる部門において展開してゆくこととなろう。というのも、これらの領域においては、協定（accord）が結ばれることとなるが、現存する協定は、他の国から輸入される物に対して、必ずしも国境の完全な開放を前提としているものではないからである。しかし、マラケッシュ条約と世界商業機構（OMC=Organisation Mondiale du Commerce）とを再び問題にすることはできない。

世界商業機構は、グローバルな商取引の法的基礎を創設する。すなわち、その法的枠組みを創設し、国際的な商取引は、その枠組み内において行われる。マラケッシュ条約は、国際商取引に適用される規定を含み、世界的な商取引の組織は、その適用に留意し、マラケッシュ条約によって認められた商取引の自由を尊重しない国々に関する紛争を裁決する。保護主義と補助金とは、世界商業機構の敵である。しかしながら、世界商業機構は、何よりもまず、国際公法に基づく機関であり、その使命は、マラケッシュ条約に批准したすべての国と協力して、加盟国の側からの保護主義を、直接ないし間接的に、また、明確ないし暗黙裏に、排除することにある。

国際商取引を行う者の間に適用される私法に関しては、世界商業機構は、国際商取引に適用されうる規定がどれであるかを決定する権限を有しない。この観点からは、次の問題が生じることとなる。すなわち、法のグローバリゼーションは、経済のグローバリゼーションに対応しなければならぬのか。法は、グローバルな商取引に役立つグローバルな道具でなければならないのか。

3 グローバリゼーションの時代においては、法システムは、相互に閉じたものであってはならない。商取引と金融に関して国境が開放されていることは、これらの取引に適用されうる法律の開放を前提とする。法を国内的な

観点からのみ理解することはできないであろう。グローバルゼイションへの法の開放は、法律家のメンタリテイの転換を前提とする。すなわち、法律家は、経済のグローバル化の挑戦を意識しなければならず、それに有用な道具を発明しなければならぬのである。法律家は、各自の国内的な観点からのみ、取引法を考察してゆくことはできない。法律家は、外国の法システムに心を開いてゆかなければならないのである。

以前から、国際的な契約に関しては、国際協約に該当するいくつかの例外を除いて、国際取引に適用可能な法が、当該国において、その取引と関連を有する局地化 (localisation) によって決定されていた。これは、伝統的な法の抵触のシステムである。

4 今日では、この問題は大きく進展した。世界中における財貨の迅速な流通は、より適合的な法律を前提とする。国内法システムがなくなることはないのは確かであり、また、法の抵触の解決手法がなお維持されるとしても、グローバル化された経済での取引に適用される法は、国内法システムが相互に閉じている時代の法とはやはり同じではありえないであろう。その転換は、法のグローバル化に対応するものでなければならぬ。しかし、それがどういう意味であるかを考えることが重要である。法のグローバル化は、二つの異なる仕方で見られる。第一は、国際的な契約に適用可能な法をより推し進めた法の統一にある (二)。第二は、国際商取引に適用されるために生存競争を始めた国内法を維持するものである (三)。

二 法の統一 (Unification du droit)

5 法の統一は、必然的に国際化に対応するものではない。まず、すでに述べたように、国際化とは別に、法の統一は存在しうるのである。すなわち、国際化は、国際社会の編成に関するものであり、その結果、国家間の協定に関するものである。次に、法は、国内法システムの内部に存在するため、常に統一されていない。とりわけ、連

邦法のシステムにおいては、連邦に属する各州が、それぞれ独自の私法の法システムを有している。例えば、カナダ、アメリカ合衆国およびメキシコがそのようなシステムを採用している。確かに、メキシコでは、各州の民法典は非常に近接し、かつ、商法に関しては、連邦全体で一つの商法典しか存在しない。また、アメリカ合衆国では、第一に、北部のコモンローが、多少なりとも、多くの州において用いられている。第二に、私的な編纂物である統一商法典とリステイトメントの存在が、連邦の全州に適用される普通法の出現を容易にしている。実際に、メキシコとアメリカ合衆国において法の統一化が図られないのは、連邦と各州との間の権限の分配という政治システムの結果である。しかし、カナダでは状況は異なっている。すなわち、カナダでは、同様に権限の分配はなされているけれども、コモンローの州と民法典の適用される州との間では、とりわけ異なる法的伝統が存在するのである。

しかしながら、私法の実質的な部分が統一されている連邦国家も存在する。ドイツ、スイス、ブラジルおよびアルゼンチンがその例である。

ここで注目しなければならないのは、実質法の統一の欠如が、連邦内での事業者と消費者との間の商取引はもちろん、事業者間の商取引の自由を阻害しないということである。

6 国際商取引に関して、法の統一化のメリットは、すべての事業者が同じ取り扱いを受けるということである。では、どのようにして、そのような統一化は実現されるのであろうか。過去の経験は、統一化の過程が常に等しくはなかったことを示している。

当初は、統一化の手段は、征服者による帝国主義であった。ローマ法は、その領土の征服者によって適用され、かくして、ローマ市民と征服された国の人々との間に適用される万民法 (*ius gentium*) が創り出された。他の世界中の植民地と同じように、アメリカおよびアフリカにおけるヨーロッパの植民地支配は、征服者の側がその固有の法を征服された国々に輸出するという帝国主義的な手段によるものであった。さらに一九世紀には、ナポレ

オンによる征服によって、ヨーロッパの主要な国々に、フランス民法典が帝国主義的に輸出された。

しかしながら、これらの指摘には、やや説明を加えなければならない。というのも、まず、中世においては、ローマ法が再発見され、それによってヨーロッパでは、普通法 (*ius commune*) が形成されたのである。ローマ法の影響は、実務的には、コモンローのイギリスをも含むヨーロッパ全体に非常に大きく及んでいた。そして、ヨーロッパ大陸では、ローマ法の影響が、国内法のほとんどを近づけることを可能にした。すなわち、法の統一化は問題とされなかったが、私法のシステムは近接していたのである。

次に、フランス民法典は、あらゆる帝国主義的な輸出を超えて、一九世紀に大きな影響をもたらした。ヨーロッパの多くの国々が、フランス民法典の影響を受けた民法典を採用した。ベルギーのように、いくつかの国は、フランス民法典をそのまま全く改正することなく導入した。同様に、ラテンアメリカの国々では、その独立後に、新しい国家がフランス民法典に基づいた民法典を導入した。その結果、これらの法典化が近接していたために、真の統一化がなされなくても、普通法が存在することとなったのである。

7 今日では、経済のグローバル化に有用な法の真の統一は、一つのものではありえない。国際社会が、征服や戦争によってではなく、協力によって形成されなければならない時代には、帝国主義は斥けられなければならない。しかし、法の統一は、常に国家間の協力によって実現するものではない。

法の統一は、その沿革と内容が異なる複数の法が、同じ規定を導入することによって近接することを前提とする。この点において、三つの過程を想定することができよう。すなわち、国家間における法の統一 (A)、法の統一の権限を付与された機関による超国家的な権力による統一 (B)、および、私的なものに基づく多国間にわたる統一 (C) である。

A 国家間における法の統一

8 この法の統一は、国家間の合意によって実現される。すなわち、条約や国際協定である。しかし、このような統一には、二つの方式があり、そのうちの第一のものは、第二のものよりも、より積極的ではない。

9 第一の方式は、協定に参加した国の国際私法の統一によるものであり、これにはさらに二つのレベルがある。

第一のレベルは、国際関係に適用可能な国内法を指定することを認める抵触規定の統一によるものである。このような意味での統一は、一九世紀以降、多くの例が存在する。汎米（南北全アメリカ）連合のプスタマンテ法典は、一八七七年のハバナ協定に署名した国に適用される同一の抵触規定を含んでいる。そして、一八八三年以降今日までの、ハーグ国際私法会議におけるさまざまな協定についても同様である。最近では、EU加盟国間で結ばれた一九八〇年のローマ協定が、契約上の債務、すなわち、国際的な契約に適用される法律の決定に関する抵触規定を統一した。この協定は、国際商取引に関しては重要な規定である。この協定以前には、EUの各加盟国は、固有の抵触規定を有していた。したがって、ローマ協定は、経済と法律の統合したシステムにおける大きな進歩であり、これによってEUが世界で最も重要な市場の一つを構成したといえよう。

国際協定による統一の第二のレベルは、国際的な契約関係に適用されうる実質法 (*droit materiel*) の統一である。すなわち、もはや抵触規定を用いる必要のない方法である。そのような例としては、国際航空運送に関する一九二九年のワルシャワ協定がある。ただし、この協定は、批准国に関しては、一九九九年のモントリオール協定によって改められている。さらに、海上運送に関して、ブリュッセル協定を、また、国際リース契約とファクタリングに関しては、一九七八年のオタワ協定を指摘することができる。国際商取引にとって最も重要な実質法の協定の一つが、一九八〇年の国際動産売買契約に関するウィーン条約である。この条約は、グローバルな商取引のための

重要な手段を形成した。

10 国際協定による最も積極的な統一は、各国の国内法に関する統一である。換言すれば、協定が、国内の関係に関するものも含むこれまでの国内法に代わる場合である。この類型の統一は、法的ナシヨナリズムがかなり強いため、ほとんど例を見ない。最善の例は、為替手形に関する一九三〇年のジュネーブ協定である。しかし、国際商取引を容易にするために、各国の国内法を統一する必要はない。

今日の国際社会が過去におけるよりもさらに組織化されるとしても、また、各国間の協力がより推進されるとしても、ナシヨナリズムは、国際的な合意による法の統一に対する、致命的なものとまではいわないけれども、障害となるものである。

B 超国家的な法の統一

11 超国家的な権力が、グローバルな観点において、法の謙抑的なあるいはより広範な統一を行うということを考察することは、現実的ではない理論の問題にすぎない。いずれにしても、そのような権力は存在しない。すなわち、国際連合は、国家間の協力を前提とする。また、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) は、規定を提案するが、超国家的な権力ではなく、特別な組織体であるにすぎない。したがって、これらの規定は、国際協定を結ぶことによって、すべての国家による承認を受けなければならない。ある国が規定を承認しなければ、その規定は当該の国を拘束することはない。

12 しかし、多少とも法的な統合が行われた隣接数カ国の組織においては、超国家的機関の存在を想定することができる。その機関は、多くの決定について全員一致を必要とせず、加盟国のうちの一つが同意しなくても、すべての加盟国に強制される規定を起草する権限を認められる。このような例は、EUにおいてみられる。この組織

(EU)の最上級の機関であるヨーロッパ審議会と議会とは、ヨーロッパ委員会と同じく、その権限に属する事項については、全ての加盟国に適用される規定を採択することができる。審議会と議会とがEUおよびECを構成する条約に基づく超国家的な機関であることは確かであるけれども、それらは加盟国の代理人によって構成されているにすぎない。すなわち、加盟国は、共同体の機関によって起草された法の規定を尊重しかつ適用する義務を負うというのが実質である。その結果、これらの規定は、法の超国家的なものの源泉であると考えることができるのである。ところで、この超国家的な法は、国内法に優先する。ヨーロッパ共同体裁判所は、そのことを繰り返して肯定した。加盟国に直接に適用される規定のみならず、加盟国が国内法や規定に再び直さなければならぬ指令も事情は同じである。そして、ヨーロッパ共同体裁判所による指令の解釈が国内裁判所を拘束するというのも同じことであり、このことは、共同体法の国内法に対する優位のもう一つの現れである。

C 多国間における私的な法の統一

13 国際商取引に関しては、私的な統一が法のグローバル化の最も重要な源泉であると考えることができる。私的な統一によって、国際的なしより正確には国家間によるものではなく、かつ、超国家的なものでもない規定が存在する。というのも、それらの規定は、国家間の合意に基づくものではなく、国家を超えた権限によって起草されたものでもないからである。これらの規定は、国内、国家間または超国家的な機関の枠を超えて適用されるものであり、このことは、その多国間にわたる性質を物語っている。しかし、多国間の私的な統一にも様々な類型が存在する。

14 最も古いものは、契約実務である。国際商事契約に関しては、一定の慣用的な条項が繰り返し用いられることによって、ついには国際商慣習というべきものが形成されるに至るのである。さらに、それぞれの事業におい

て、いわゆる「ひな型」法を形成する、よく推敲されたモデルを契約当事者に対して提示する様々な機関が存在する。国際契約の当事者は、紛争が生じた場合に仲裁人によって効力が認められるこれらのひな型契約に準拠できることとなる。このような実務が、国際商事慣習法 (*lex mercatoria*) の重要な部分を構成し、国際商取引法の最も重要な多国間での源泉となるのである。

15 しかし、国際商事慣習法は、契約実務とひな型条項からのみ生じるものではない。国際商事慣習法の創成においては、国際仲裁が、その裁定を通して、重要な役割を演じるのである。国際契約の両当事者がその契約が服する特定の国内法を選択していなかった場合には、仲裁人は、そのような法律を探求する義務を常に負うわけではない。仲裁に関するいくつかの立法は、仲裁人に対してそのような義務を課している。しかし、そのほかの法律は、よりリベラルである。例えば、国際仲裁に関する民事手続を定めたフランスの法典は、次のように規定している。

「仲裁人は、両当事者が選択した法律の規定、または、当事者がそのような選択をしていない場合には、仲裁人が適切であると考える法律の規定に従って紛争を解決する。仲裁人は、いかなる場合においても、商慣習を考慮しなければならない。」つまり、まず国際商慣習を考慮しなければならないとする。また、仲裁人は、様々な法システムに共通する原則から示唆を受けて、法の規定を創設することができる。そうして、仲裁人は、当該問題についてのその立法的な解決が、国際商取引に最も適格的であると考えることができるのである。

16 また、国際商事慣習法は、非政府的な国際機関によって起草された私的な法典の形式による源泉をも有している。その例が、国際商事契約に関するユニドロワ原則である。法の統一のための国際学会によって起草されたこの原則は、真の契約法典を構成する。すなわち、契約当事者は、当該契約をこの原則に服せしめることとなる。ユニドロワ原則の起草と公布まで、国際商事慣習法の内容は不明確であると考えられてきた。しかし、この原則が存在してからは、もはやそうではない。仲裁人のみならず裁判官も、当事者によって選択された国内法を適用するこ

とを義務づけられない場合には、ユニドロワ原則を適用することによって紛争を解決することができるのである。グローバルな法の存在を示す統合された法の源泉は様々であるけれども、国内法がグローバルな法の創成に参加しうるものである、ということも考察すべきである。

三 国内法の役割

17 国内法も、国際的な性質を有している。もともと、そのことは目新しいことではない。というのも、法の抵触規定は、グローバリゼーションに端を発するものではないからである。しかし、国際商取引における財貨に関して前提とされている自由競争が、世界中の法システムに関しても同様に認められなければならないという意味において、グローバリゼーションは、伝統的な法の抵触規定を本質的に転換させることとなったのである。このことは次のことを意味する。すなわち、今日では、契約に関して、ある国の契約法への連結を探索することは必要ではないという意味において、法のグローバル化は、国内法の国際的な性格を強調するものである。この限りにおいて、国内法は、何らの国際的な統合を必要とすることなく、グローバリゼーションの必要性に完全に対応しうるものである。その結果、あらゆる国内法は、国際商事契約に適用されるものとして競合することとなる。そして、ある国際商事契約により適合しうる法律がどれであるかを定めるために、全ての国内法を比較しなければならぬことになるのである。これこそ、法のグローバリゼーションの典型である。さらに、この国内法システムの自由競争は、法システム間に相互作用を及ぼし、他の法規定が輸入されることによって、ある特定の国内法の進展や改正という結果がもたらされることとなる。

実際に、国内法のグローバリゼーションは、次の二つの点に現れる。一つは、国際契約を支配するための国内法間の競合に関してであり、もう一つは、ある法の他の一つまたは複数の法への影響に関してである。

A 国内法間の競合

18 国際私法においては、契約に関する法の抵触規定は、当事者選定法である。すなわち、国際契約の両当事者によって選択された国内法が適用される。しかし、法の抵触の伝統的な手法によれば、契約に適用可能な法を選択する可能性は、その契約が特定の国に結びつけられる限りにおいて制限されていた。したがって、国際私法の専門家、例えば、当事者の一方の住所、居所や事務所のある地のある国、または、契約上の債務の履行地の法律のよりに、契約の客観的な局地化とは無関係の法律を選択することができるかという問いに対しては、常に賛成からはほど遠い立場にあった。

19 今日では、契約に適用可能な法律の選択の問題は、もはや同じようには提示されない。もちろん、両当事者が特定の法律を明示的に選択しなかった場合には、その契約がある一つの法律に客観的に結びつけなければならぬ。しかし、国際商取引における原則であり、当事者選定法の前提となっている契約の自由に従って、当事者が当該契約を特定の国と結びつける必要なしに、一つの法律を選択しうることを認めなければならない。一九八〇年六月一九日のローマ協定によって採択されたシステムはこれである。すなわち、ローマ協定は、EU加盟国の間での契約に関する抵触規定を統合する。ただし、両当事者が、契約の抵触規定以外の部分を規定するために異なる法律を選択し、かつ、履行の途中において、その契約に適用可能な法律を変えることを決めることができる。同様の解決は、一九九四年三月一七日のメキシコ協定によっても採択されている。

ここでは、国際商取引の必要性に合致した、契約自由の原則の著しい発展がみられる。各契約当事者の法律が非常に厳格な要求をすることによって、契約自由が十分に確保されずに制限される場合には、両当事者は、非常にリベラルな第三国の法律を選択することができる。これによって、公序は最小限となる。というのも、当事者がその契約を規制するために一つの法律を選択した場合には、当事者はその法律を、そこに含まれている公序規定の範囲

内において適用しなければならない。そこで、公序規定を拒否することはできないのであるから、当事者は、より制限的でない法律を選択するか、あるいは契約の部分ごとに異なる法律に服せしめるために、契約を分割することになる。

しかし、メキシコ協定と同じくローマ協定においても、一定の制限が存在する。例えば、契約の全ての要素が一つの国に局地化する場合には、当事者は、その国の強行法規定の適用を回避することはできないとされる。また、両当事者は、警察公序に関する法律の適用を回避することもできない。この警察公序に関する法律は、当事者によって選択された法律の適用を排除するものである。たとえ外国の警察公序の規定が問題となり、その適用は裁判官の任意に委ねられているとしても、法廷地の警察公序に関する法律を適用することは、訴訟の係属している裁判所の裁判官にとって義務である。法廷地の警察公序に関する法律に関してはこの通りであるとしても、紛争が仲裁に服する場合には、状況は異なる。なぜなら、国際仲裁に関しては、法廷地というものには存在しないからである。そして、このことは、国際商事契約にとって、仲裁が有利であるというための著しい利点となっている。仲裁人が考慮しなければならない唯一の公序は国際公序であり、その内容は、国内の公序よりもより限定的である。国際商事契約に関する仲裁は、その仲裁が前提としている契約自由の大原則を必然的に補うものとなっている。

B 一つの国内法による他の国内法への影響

20 国内法間の競合は、それぞれの観点から、国際商取引の必要性に最も適切な法システムがどれであるかを決定するものであるため、至る所で比較法の再生をもたらしただけのものではなく、この限りにおいて、比較法は、かつてそうであったのとは異なり、もはや知的好奇心のためだけのものではなくなった。

外国法の知識と法システム間の比較の進展は、ある国の法に他の国の法からの、概念、メカニズム、制度と解決

の輸入を促進した。この現象は、近年において非常に進展した。法は、グローバルな影響を有し、その固有の法に閉じこもらない場合に重要なものとなる。かくして、法システム間の近接傾向が生じ、このことがグローバル化の要求に合致し、かつ、法のグローバル化を性格づけるのである。

21 この現象の良い例は、会社法の契約化である。外国資本の発展は、あまりに厳格な会社法の枠の中では、満足な仕方では実現しない。他の国におけると同じく、フランスでも、伝統的な会社法は柔軟ではない。ところで、コーポレート・ガバナンスと呼ばれる考え方の影響により、フランスの立法者は、株式発行会社 (*société par actions*) の新しい類型を創り出した。すなわち、株式単純会社 (*société par actions simplifiée*) であり、これは非常に大きな成功を収めている。この形式の会社の基本原則は契約自由の原則であって、その組織と機能はとも柔軟である。より近年に創設され、EU全体で活動する唯一の会社形態をとる組織であるヨーロッパ株式会社は、同様に大きな柔軟性を有している。この新しい会社形態は、いくつかの外国法の影響と多くの法システム間の比較の結果である。さらに、フランスの立法者が、一九六六年に会社法を改正したときには、いまだ法のグローバル化のシジョンということがいわれていなかった時代であるが、すでにドイツ法の影響が大きかった。

22 フランス民法典は、双務契約に関して、裁判所の判決で認められた債務不履行に対してしか解除を認めない。ただし、両当事者が明示的に解除条項を合意していた場合は別である。他の法システムは、より柔軟なアプローチを採用していた。すなわち、債務者の債務不履行によって債権者は、債務者が裁判所に異議を述べた場合を除き、一方的な解除をすることができる。例えば、ドイツ法とイタリア法はこの立場である。そして、現実の必要性から、フランスの判例も、フランス民法典の要請を理由に、限られた場合においてではあるが、ついに一方的な解除を認めた。ただし、将来的には、法改正によって、その範囲が広がるであろう。ドイツとイタリアの解決がフランスの判例のモデルとして役立つことは明らかである。

23 より近時においては、二〇〇五年にフランスの破毀院は、明確に、イギリス法に基づくエストツペルを認めた。すなわち、エストツペルによって、訴訟人は、他者を害して、その先行行為と矛盾する行動をとることはできないとされた。この事件では、当事者の一方が仲裁条項に基づいて仲裁手続を開始した。そして、その当事者は、仲裁人によってなされた決定の無効を主張するために、仲裁人が無効な仲裁条項に基づいて決定を行った、という主張を援用した。この主張は、これまでその当事者がとっていた態度とは矛盾するものであった。そこで、仲裁条項の無効訴訟が係属したフランスの裁判所は、このような行為の矛盾に基づいて、請求を棄却した。これは、イギリスのエストツペルに合致するものである。

24 また反対に、ヨーロッパ大陸法は、時にイギリス法へも影響を及ぼしてきた。例えば、第三者のためにする契約が挙げられる。伝統的に、イギリス法は、契約当事者の相互関係をあまりに忠実に尊重していたため、第三者である受益者に、諾約者に対する訴訟による強制的な債務の履行を認めていなかった。しかし、この立場は放棄され、イギリス法もその強制履行を認めるようになった。

25 法システムは、相互に影響を受けやすいものであるということを理解することができよう。グローバル化の枠内での法システムの競合は、それらがより相互浸透的になりうることを示している。しかし、時にそれに反する動きも存在することを忘れてはならない。例えば、二〇〇三年、フランスの破毀院は、アングロ・サクソンのメカニズムである損害の軽減 (mitigation of damages) を認めなかった。しかし、このメカニズムは、債権者に対して、彼が回復を求めている損害ができる限り最小限となるように、必要な措置を講じることを義務づけるものであり、民事責任においては非常に大きな利点を有している。損害の軽減は、債権者が損害を限定するために何もしない場合に、損害の一部を債権者の負担とすることによって、債権者にサンクションを与えるものである。これは、国際商事法において認められる重要な制度である。すなわち、ユニドロワ原則と国際商品売買契約に関する

一九八〇年のウィーン条約において、この制度は認められている。

これらの抵抗にもかかわらず、異なる法システム間の近接性は、今日では議論の余地のないものである。法は相互に開かれ、まさにそのことこそが、法のグローバリゼーションの最も積極的な表れとなっているのである。

【付記】 本稿は、二〇〇六年一月一六日に、立教大学太刀川記念館三階多目的ホールにおいて行われた、法務研究科特別セミナーの講演原稿を翻訳したものである。当日、質疑応答について通訳を務められた金山直樹教授（慶應義塾大学）に、この場を借りてお礼を申し上げたい。